

第1号様式（第2条、第24条関係）（用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。）

届出受理番号

事業開始届出書	
届出者の氏名等	
営業所の名称 及び位置	主たる営業所
	従たる営業所
使用する船舶	船舶番号
	名称
	船種
	総トン数
	重量トン数
	長さ
	船質
	進水年月
	連続最大出力
	摘要
事業開始年月日	
<p>内航海運業法第3条第2項の規定により、上記のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>住所</p> <p>届出者 氏名又は名称</p> <p>（法人にあつては）</p> <p>（その代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">印</p>	

備考

- 1 氏名等とは、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名をいう。
- 2 使用する船舶とは、当該事業の用に供する船舶をいう。
- 3 船種の欄には次の要領で記載すること。
  - (1) 油送船、セメント専用船（セメントの運送に適した構造を有する貨物船をいう。）、特殊タンク船（高压若しくは腐しよくに耐え、又は温度を一定に保つ特殊な構造の液体貨物用タンクを有する貨物船をいう。）、自動車専用船（自動車の運送に適した構造を有する貨物船をいう。）、土・砂利・石材専用船（土、砂利（砂及び玉石を含む。）又は石材の運送に適した構造を有する貨物船をいう。）、その他の貨物船の別（ただし、専ら原油の保税運送（関税法（昭和29年法律第61号）第63条第1項の承認を受けて行う運送をいう。以下同じ。）の用に供する総トン数1万トン以上の油送船及び専ら塩の保税運送の用に供する総トン数5千トン以上の貨物船は含まれないものとする。）を記載すること。
  - (2) さらに次の事項について（ ）を付して記載すること。
    - イ 専用船（特定種類の貨物の運送に適した構造を有する船舶）については、その種類
    - ロ ひき船については、その旨
    - ハ はしけについては、その旨（その他の貨物船（専用船を除く。）に該当するはしけについては、船倉を有するはしけ又は船倉を有しないはしけの別に記載すること。）
- 4 船質の欄には、鋼船、木船の別を記載すること。
- 5 摘要の欄には、傭船の場合は、その船舶の所有者の氏名又は名称及び住所を、貸渡しの場合は、貸渡先の氏名又は名称及び住所を記載すること。